

大阪府防災会議と大阪府防災・危機管理対策推進本部等の関係

参考資料

H26. 2. 10

	大阪府防災会議	大阪府防災・危機管理対策推進本部	大阪府石油コンビナート等防災本部
目的	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府地域防災計画を策定し、その実施を推進すること 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府の防災・危機管理対策を総合的かつ計画的に推進する 大阪府地域防災計画に基づく対策の推進（アクションプラン等） 危機管理対策の推進（BCP等） 大阪府国民保護計画に基づく対策の推進 等 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府石油コンビナート等防災計画を策定し、その実施を推進すること
メンバー	<p>会長：大阪府知事</p> <p>1号委員（近畿地方整備局長等の指定地方行政機関の長）</p> <p>2号委員（陸上自衛隊第3師団長）</p> <p>3号委員（大阪府教育長）</p> <p>4号委員（大阪府警察本部長）</p> <p>5号委員（副知事、危機管理監、都市整備部長）</p> <p>6号委員（大阪市長、堺市長、市長会、町村長会の会長及び消防機関の長の代表）</p> <p>7号委員（日本銀行大阪支店長等の指定公共機関、指定地方公共機関の長）</p> <p>8号委員（学識経験者）</p>	<p>本部長：大阪府知事</p> <p>副本部長：副知事（3名）、危機管理監</p> <p>本部長：危機管理室長、大阪府市大都市局長、政策企画部長、報道監、企画室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部長</p>	<p>本部長：大阪府知事</p> <p>1号本部長：近畿地方整備局長等の特定地方行政機関の長</p> <p>2号本部長：陸上自衛隊第3師団長</p> <p>3号本部長：大阪府警本部長</p> <p>4号本部長：副知事、危機管理監、都市整備部長等</p> <p>5号本部長：関係市町村長</p> <p>6号本部長：必要と認める市町村長</p> <p>7号本部長：（5号、6号に規定する市町村の消防機関の長）</p> <p>8号本部長：（特定事業者の代表）</p> <p>9号本部長：（その他知事が必要と認めて任命する者）</p>
設置根拠	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法第14条、第15条 大阪府防災会議条例 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府地域防災計画 大阪府防災・危機管理対策推進本部設置要綱 	<ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート等災害防止法第27条、第28条 大阪府石油コンビナート等防災本部条例
その他	<p><部会></p> <ul style="list-style-type: none"> 目的：科学的、客観的な立場から南海トラフ巨大地震に対する災害対策等を検討し、大阪府地域防災計画の修正に反映するために設置 メンバー：学識経験者 設置根拠：大阪府防災会議条例第4条 	---	<p>防災会議と同様に、地震・津波被害想定等検討部会を設置</p>